

第5章 直接住民自治制度の問題点

第1節 議案の多様化

第4章2節3で述べたように、有権者は、請願(petition)により独自の議案(warning)を追加する権限を有する。住民で議論するにふさわしいもの、つまりタウンという媒体を介して特定の利益を共有する者同士の利害調整が、タウンミーティングで議論されるべき本来の姿であった。理事会側だけでなく住民の側からも問題を持ち寄り、その解決策をめぐる議論を戦わせることを住民に担保したものと考えられる。

しかし、近年、住民提案による議案の内容を規制する州法がないことから、議案を付加できるという法的権利のみに着目して、タウンの自治内容からおおよそかけ離れた問題が提案される動きがみられた。ヴァーモント州においては、例えば1978年には、パナマ条約に関する提案が多くの自治体で行われた。1982年、83年には、エル・サルバドル武器供与問題、米ソ戦略兵器削減交渉(START)や核廃棄物輸送問題がタウンミーティングの議題に出現した^{註1}。1984年、85年には、酸性雨の問題が好んで取り上げられた。この一連の現象は、人口規模も小さく政治的影響も少ないニューイングランド地方の一自治体が、法定の議会たるタウンミーティングにおいて国家問題を議論することは妥当であろうか、という論争を惹起せしめた^{註2}。

これを受け、ヴァーモント州議会では、タウンミーティングの請願による議案追加(第4章2節3参照)に関して、有権者の5%要件をより高い率に引き上げるという厳しい条件を課する法案が提案された。法案支持者は、タウンミーティングにおいて地球規模もしくは国家的観点の議論に多大な時間が費やされていることを問題視していたが、このような法案が導入されれば、かえって人口の多い自治体においては、通常の内容の議案追加をする際に請願署名を集めることが一層困難になる恐れがある、と当時の州務長官が反対表明した

^{註1} 例えば、"Vermont will vote on Arms Resolution in its Town Meetings", *The New York Times*, February 8, 1982 など。

^{註2} 例えば、START 問題を巡り、"Wrong Place for a World Issue", Norman Silberdick, *The New York Times*, March 31, 1982 において、ヴァーモント州民は大統領、上下院議員を選出する権限を有するにもかかわらず、タウンミーティングでも国家政策に関与しはじめている傾向を痛烈に批判しているが、"America's Thinking is a Citizen's Job", Patrick Leahy, US senator from Vermont, *The New York Times*, April 10, 1982 で同議員は、州民がタウンミーティングにおいて国家案件を審議できるものと錯覚している知的欠陥に失望しつつも、タウンミーティングこそが強力なメッセージを発信することが可能な集まり(forum)であり、自身の議員活動に対して大いに励みになると論説している。こうした動きに対して "Vermont Spoilers", Jeffrey Good, *The New York Times*, March 26, 1983は、ヴァーモント州が"ニューハンプシャー州に成り下がる (New Hampshireize)" ことを危惧している。ニューハンプシャー州は大統領予備選を行う最初の州だけに、その動向が全米の注目を常に浴びることになるが、隣州のヴァーモント州では単に衆目を意識したパフォーマンスとしか考えていない向きがある。ヴァーモントのタウンミーティングがこうした「広告塔」と化してしまうことを警告したものであるが、この根底にはヴァーモント・ニューハンプシャー両州のライバル意識も大きく横たわっていることは間違いない。"New Hampshire vs. Vermont", Lisa Shaw, Williams Hill Publishing 参照。

ことから、当該法案は廃案となった^{註3}。

第4章2節3で述べたように、タウンの事務に関係のない議案(non-binding article)は、理事会が削除できることに留意しなければならない。一部特定の利益集団によってタウンミーティングの秩序が乱される可能性があれば、それを未然に防ぐのが理事会の職務である。理事は、タウンミーティングで選出され、定期的に理事会を開催し、常に住民と対話を持ち続け、その関心事項に注意することが望まれている。

第2節 社会情勢の変化と参加率(turnout)の低下

1 ニューイングランド6州の参加率

かつては全員参加が義務的(compulsory)^{註4}とされていたタウンミーティングに対する住民の参加状況は現在どうなっているか、表7に1996年におけるニューイングランド6州の状況を掲げた^{註5}。6州の自治制度は全員参加のタウンミーティングを起源としているが、それぞれ分化発展を遂げてきた。そこで、参加率の分析に入る前に、6州のうちこれまで概観してきたヴァーモント州、ニューハンプシャー州を除く各州について、制度の特徴を概説する。

◎メイン州

420のタウンが存在するが、ほぼ全てのタウンがタウンミーティングを開催している。13のタウンが、予算審議だけを行う予算タウンミーティングを開催している。この他、タウンミーティングを廃止してタウン議会(town council)を設置しているタウンが1つあり、代表制タウンミーティングを採用しているところも1つある。

◎マサチューセッツ州

42のタウンが代表制タウンミーティングを採用し、残りの270はタウンミーティングを開催している。

◎コネチカット州

大部分のタウンで、本来タウンミーティングが有してきた権限をタウン議会に移譲する傾向にある。この結果、タウンミーティングで議決すべき事項が減少し、タ

^{註3} 1970年代後半から1980年代前半にかけての米ソ二大国の台頭という国際政治への関心が著しく高まったことが、議案の多様化に拍車をかけたように見受けられる。

^{註4} "The New England Town Meeting: Pure Democracy in Action?", J. F. Zimmerman, ICMA Yearbook 84, p.102 参照

^{註5} 第3章で述べたように、同じタウンミーティングでも、投票による議決案件と論議の結果採決するものとが混在している。表7にまとめたものは、議場にて採決を行うものの参加率であり、投票用紙による参政率－投票率は含まれていない。

ウン議会において大半の意思決定がなされている。この他、7つのタウンが代表制タウンミーティングを開催し、8つのタウンが予算タウンミーティングを採用している。

◎ロードアイランド州

コネチカット同様の傾向にあり、31のタウン中10のタウンで、タウンミーティングを廃止してタウン議会を設置し、残りのタウンでも予算タウンミーティングを設置している^{注6}。

表7は、各州のタウンを人口規模別に区分し、タウンミーティングへの参加率をまとめたものである。タウンミーティングへの出入りは開会中自由である上、複数の議案を討議するので、議案によって参加率が変動する。したがって、同一のタウンミーティングの中で最高・最低の参加率及び平均参加率を区別して記載した。

(表7) ニューイングランド6州の1996年参加率

●ヴァーモント州

人口規模	平均 (%)	最高 (%)	最低 (%)	抽出タウン数
～499人	35.00	80.00	20.00	19
500～999人	25.00	58.00	4.00	27
1,000～1,999人	18.00	44.00	5.00	19
2,000～4,999人	21.00	40.00	1.00	13
5,000～7,499人	9.00	9.00	9.00	2
平 均	21.60	46.20	7.80	80/237

●ニューハンプシャー州

人口規模	平均 (%)	最高 (%)	最低 (%)	抽出タウン数
～499人	38.00	50.00	25.00	8
500～999人	33.36	50.00	12.00	11
1,000～1,999人	18.15	54.00	3.00	13
2,000～4,999人	18.40	60.00	3.00	15
5,000～7,499人	17.60	30.00	10.00	5
7,500～9,999人	12.50	20.00	5.00	2
10,000～14,999人	8.00	20.00	2.00	4
15,000人以上	14.00	25.00	3.00	2
平 均	20.00	38.63	7.88	60/221

^{注6} "The New England Town Meeting and DE FACTO Representation", J. F. Zimmerman, Northeast Political Science Association, November 13, 1997 p.1,2 参照。

(表7) ニューイングランド6州の1996年参加率-2

●メイン州

人口規模	平均 (%)	最高 (%)	最低 (%)	抽出タウン数
～499人	36.20	90.00	10.00	38
500～999人	20.30	30.00	5.00	35
1,000～1,999人	12.52	82.00	2.00	34
2,000～4,999人	6.60	25.00	1.00	12
5,000～7,499人	N/A	N/A	N/A	N/A
7,500～9,999人	9.30	N/A	N/A	1
10,000～14,999人	N/A	N/A	N/A	N/A
15,000～19,999人	13.00	N/A	N/A	1
平 均	16.32	56.75	4.50	121/420

●マサチューセッツ州

人口規模	平均 (%)	最高 (%)	最低 (%)	抽出タウン数
～499人	44.50	60.00	10.00	5
500～999人	20.67	48.00	5.00	9
1,000～1,999人	16.58	25.00	5.00	12
2,000～4,999人	12.57	47.00	3.00	26
5,000～7,499人	7.31	25.00	2.00	34
7,500～9,999人	9.60	33.00	2.00	10
10,000～14,999人	6.54	23.00	1.00	26
15,000～19,999人	9.60	22.00	1.00	5
20,000～24,999人	6.80	22.00	2.00	9
25,000人以上	3.00	N/A	N/A	3
平 均	13.72	33.89	3.44	139/312

●コネチカット州

人口規模	平均 (%)	最高 (%)	最低 (%)	抽出タウン数
～499人	N/A	N/A	N/A	N/A
500～999人	5.00	N/A	N/A	1
1,000～1,999人	12.33	25.00	2.00	3
2,000～4,999人	13.00	37.00	2.00	6
5,000～7,499人	6.10	25.00	1.00	5
7,500～9,999人	12.30	40.00	1.00	5
10,000～14,999人	4.33	9.00	1.00	6
15,000～19,999人	0.64	2.00	1.00	5
20,000～24,999人	1.09	2.00	0.01	5
25,000人以上	0.90	N/A	N/A	1
平 均	6.19	20.00	1.14	37/151

(表7) ニューイングランド6州の1996年参加率-3

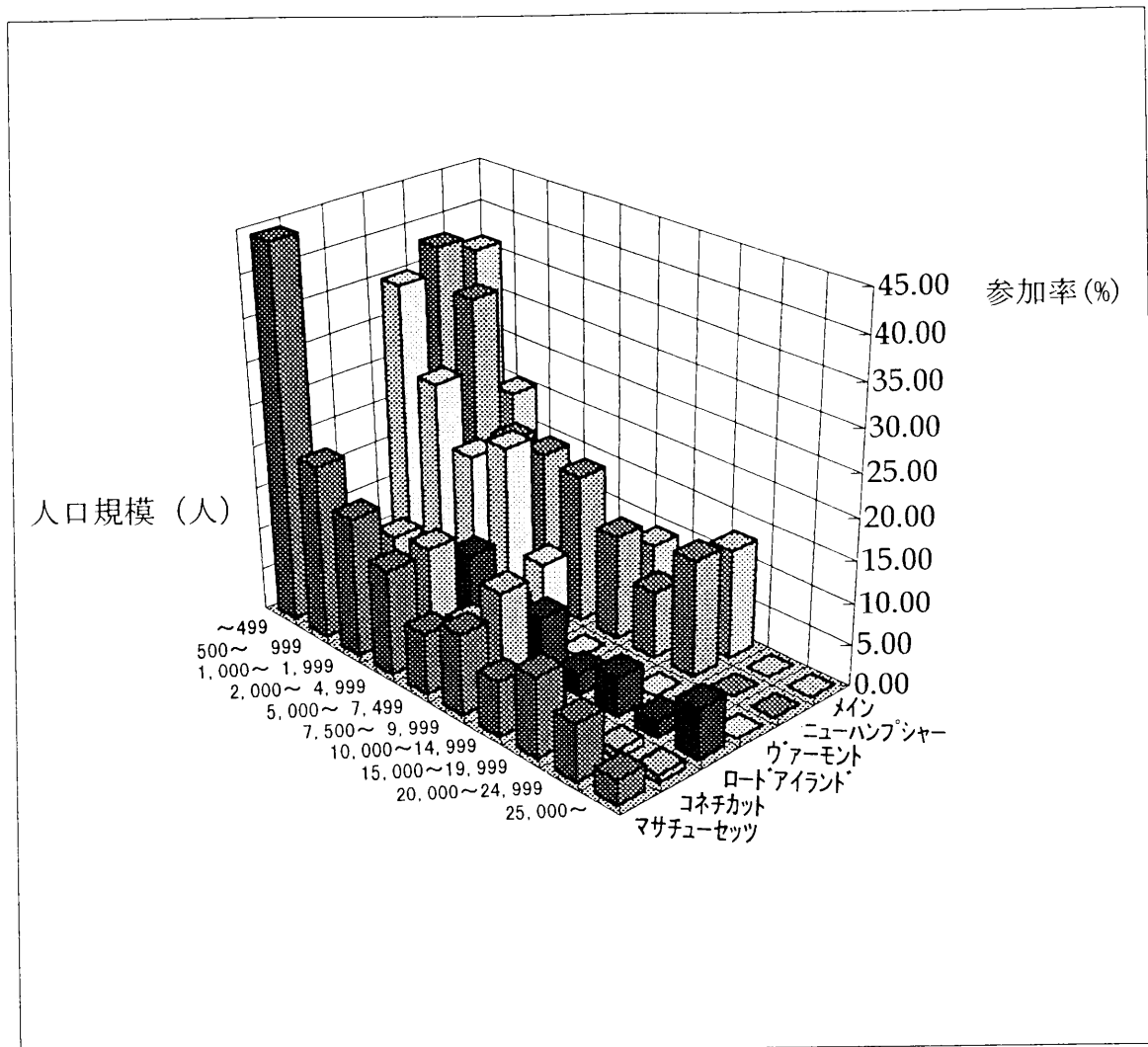
●ロードアイランド州

人口規模	平均 (%)	最高 (%)	最低 (%)	抽出タウン数
2,000～4,999人	10.00	N/A	N/A	1
5,000～7,499人	6.50	20.00	1.10	4
7,500～9,999人	7.00	N/A	N/A	1
10,000～14,999人	2.70	5.10	1.00	3
15,000～19,999人	4.60	7.20	2.00	2
20,000～24,999人	2.00	N/A	N/A	1
25,000人以上	6.00	N/A	N/A	1
平 均	5.54	10.77	1.37	13/31

(注) 網掛けは各項目の最高値を示す。抽出タウン数の最下段は分母に各州の総タウン数を分子に本調査の抽出数を意味する。

<<参照>> 表7-1, 2, 3いずれも “THE NEW ENGLAND TOWN MEETING AND DEFACTO REPRESENTATION”, Joseph F. Zimmerman, Northeast Political Science Association, p.9～13

(図4) ニューイングランド6州の平均参加率 (1996年)



人口規模 (人)	マサチューセッツ	コネチカット	ロードアイランド	ヴァーモント	ニューハンプシャー	メイン
~ 499	44.50	N/A	N/A	35.00	38.00	36.20
500~ 999	20.67	5.00	N/A	25.00	33.36	20.30
1,000~ 1,999	16.58	12.33	N/A	18.00	18.15	12.52
2,000~ 4,999	12.57	13.00	10.00	21.00	18.40	6.60
5,000~ 7,499	7.31	6.10	6.50	9.00	17.60	N/A
7,500~ 9,999	9.60	12.30	7.00	N/A	12.50	9.30
10,000~14,999	6.54	4.33	2.70	N/A	8.00	N/A
15,000~19,999	9.60	0.64	4.60	N/A	14.00	13.00
20,000~24,999	6.80	1.09	2.00	N/A	N/A	N/A
25,000~	3.00	0.90	6.00	N/A	N/A	N/A
平均	13.72	6.19	5.54	21.60	20.00	16.32

(注) 網掛けは各州の最高の参加率を示す。

表7及び図4を俯瞰すれば一目瞭然であるが、人口規模に従い参加率が変化している^{註7}。概して小さなタウンほど参加率が高く、人口の多いところほど参加率が低くなっている。ただ、コネチカット州とロードアイランド州では、この相関関係はない。その理由は、先述のとおり両州ではタウン議会への権限移譲が進んでおり、タウンミーティングでの決定事項自体が減少していることから、住民のタウンミーティングへの関心が低下しているためと考えられる。また、当然のことであるが、当該年度の議案の内容が、参加率に大きな影響を及ぼしている。議案があまり関心と呼ばないもの、例えば監査結果報告の承認や年次報告書の承認などであれば、多くの住民が仕事を中断してまで足を運ぶとは考えられない。反面、タウンが債務負担行為を行う場合など、直接自らの税率にも影響を与える場合には、住民の関心も高まり大きな論議が予測される。

参加率の時系列変化についての詳細なデータは把握していないが、概してタウンミーティングへの参加率は、年を追うごとに低下してきているようである^{註8}。ニューイングランド地方のタウンの人口規模が拡大し、また、自動車交通の普及により個人の行動距離も飛躍的に増大した結果、民間・公共の間でのサービスの代替性が増し、居住するタウンへの依存度、関心が低下してきたことが主因と考えられよう。参考のため、ニューイングランド6州の人口変化状況を図5に示した。

2 Australian Ballotを用いた場合－投票率

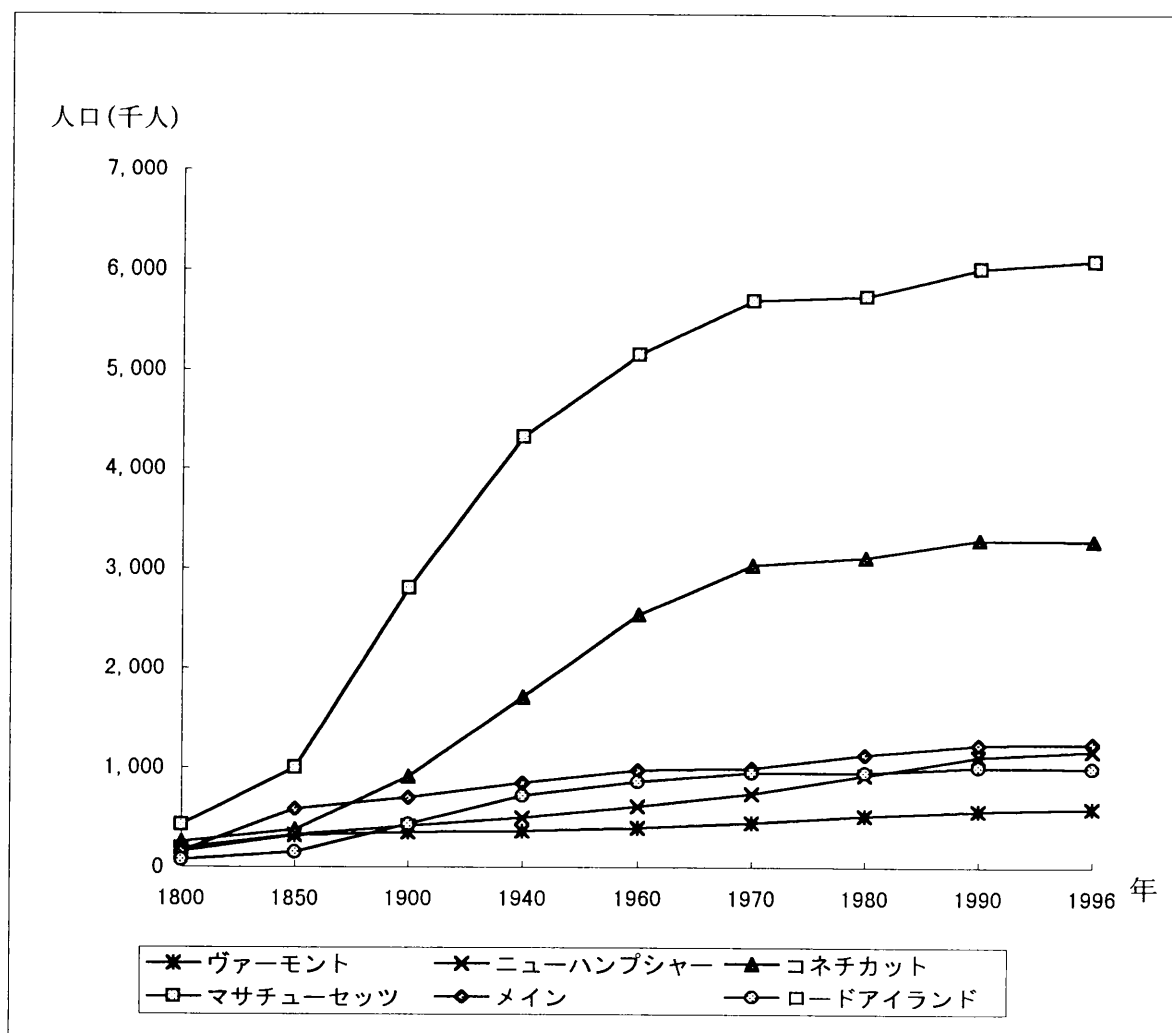
オーストラリア式投票用紙(Australian Ballot)を用いた場合の投票率がどうなっているかをみるため、一例として、ヴァーモント州バーリントン市(City of Burlington)を取り上げる。同市はヴァーモント州最大の都市で(人口39,295人)、憲章を採択することでタウンミーティングを廃止し、基本的に市議会によって立法行為を行っているが、市長をはじめとする特別職の選出はもちろんのこと、憲章の修正や大型機器の購入、債務負担行為などは年次選挙の際に市民に諮られる。したがって、投票行為自体をとってみれば、タウンの議決案件と何ら相違はない。

表8に、同市の投票率の変化を取りまとめた。選挙については、市長選が併せて行われた場合、市長選が行われなかった場合、そして連邦・州選挙の結果を並記した。連邦・州選挙、特に大統領選挙が行われる年の投票率は著しく高いが、それ以外でも、本節1にまとめたタウンミーティングの参加率と比較すれば、人口規模1,000人以下のタウンの平均参加率とほぼ同じ結果を示している。

^{註7} 数的にどのような関係があるのかを判断するのは、本稿で例示したデータ数では少なすぎると思われる。また、様々な外部性がタウンミーティングを取り囲んでおり、統計的に解析すること自体困難が付きまとう。しかし、University of Vermontのpolitical science departmentで教鞭を執るFrank Bryanは"Real Democracy Data Base"と銘打つ豊富なタウンミーティングの参加率に関する時系列データを蓄えており、その研究成果は興味深い。氏のe-mailアドレスやオフィスアワーは<http://www.uvm.edu/~polisci/Bryan.html>を参考のこと。

^{註8} "The New England Town Meeting and *DE FACTO* Representation", J. F. Zimmerman, Northeast Political Science Association, November 13, 1997 p.10 参照。

(図5) ニューイングランド6州の人口増加



<<参照>>

"HISTORICAL STATISTICS of the United States", US Department of Commerce

"Statistical Abstract of the United States 1997", US Department of Commerce

(表8) バーリントン市における投票率の推移

(単位: %)

	1986	1988*	1989	1990	1991	1992*	1993	1994	1995	1996*
市長選含み	-	-	44	-	36	-	37	-	42	
市長選含まず	-	-	-	34	-	35	-	31	-	30
連邦・州選挙	63	73	-	62	-	70	-	52	-	58

(注) 年次の右肩*は大統領選挙年を表す。

<<参照>>City of Burlington, City Clerk Office提供資料をもとに編集

第3節 タウンミーティング制度の修正

1 住民参加の促進とタウンミーティングの廃止

全員参加の集会として端を発したニューイングランド地方のタウンミーティングも、3世紀にわたる時間の変遷を経て、時代に適した、より機能しやすい形態へと変化を遂げてきている。平日の日中に職場を離れ、一か所に会しタウンの将来を議論するといった時間的に悠長な政治形態に、現代の生活様式は合致しなくなっており、タウンミーティングへの参加率低下を招いている。

第2章第3節で述べたタウンのいくつかの政府形態は、時代に対応したタウンミーティングの変化の一部であると考えてよい。立法部たるタウンミーティングが組織上変化し、タウン議会(town council)にとって代わったり、住民に特に関心のある予算案のみを審議する予算タウンミーティング(budgetary town meeting)が設置されたり、あるいは選ばれた者によって構成される代表制タウンミーティング(representative town meeting)が採用されるに至っている。

ヴァーモント州の場合は、237のタウンのうち228のタウンで通常のタウンミーティングが行われているが、このうち27のタウンでは、権限の一部を理事会に移譲し、タウンミーティングの権限を狭めている。タウンミーティングを廃止したタウンのうち8つのタウンでは全ての議案を投票によって採決し、ブラッテルボロ(Town of Brattleboro)では代表制タウンミーティングを適用している。

ニューハンプシャー州の場合は、221のタウンのうち188のタウンで現在もタウンミーティングを設置しているが、タウン議会を設置するタウンが1つ、予算タウンミーティングを設置するのが1つある。この他のタウンでは、通称SB2と呼ばれる形態の立法部を採用している(詳細は本節3を参照)。

その他の4州については第2節で概説したとおりであり、コネチカット州及びロードアイランド州は、本来タウンミーティングが有してきた権限をタウン議会に移譲する傾向にある。

住民の意思を最大限立法行為に反映できるように形成されたニューイングランド地方のタウンミーティングではあるが、人々の生活様式や価値観の変化に伴い、最大限住民の関心を集められるように変貌を遂げつつあるのは、そもそも公的部門の役割が社会経済活動の中で補完的立場から発している米国においては、当然の帰結であろう。以下では、ニューイングランド6州の中でも、積極的にタウンミーティング制度の改正を行っているニューハンプシャー州の例を取り上げる。

2 分割タウンミーティング(bifurcated town meeting)

これは、従来のタウンミーティングで行われる投票と議論を分離させた形態である。つまり、特別職の選出や、投票用紙に記載し決定される特定の事項(the first session)につ

いては、法定どおり3月第二週の火曜日に投票が行われ、それ以外の議論によって決定される議案(the second session)については、理事会が別に定める期日にタウンミーティングを開催することになる^{注9}。分割タウンミーティングを適用するためには、予め前年度のタウンミーティングにおいてその旨議決をとっておかなければならない^{注10}。適用にあたっては、投票用紙を用いたタウンミーティングを行っていたことが条件となる。

参考までに、プリマス(Town of Plymouth)の1997年の議案公告(warrant)を資料9に掲げる。冒頭部分に、議案1から5までは3月11日火曜日の午前8時から午後7時まで投票を行い、翌12日午後7時から残りの議案について議論が行われる旨公告されている。この分割タウンミーティングは、時間のかかる審議部分を投票から完全に分離することで、投票率自体の向上を目的としたものであるが、他方、投票をしてしまえばそれで個々の政治参加は終了したかのような印象を与える誘因となっていることも否めない。実際、同タウンの1997年の投票率が26.7%であったのに対して、タウンミーティングへの参加率は7.2%と低調であった^{注11}。

しかし、より多くの重要な議決事項を投票用紙に盛り込むことで、積極的ではないにしても、多くの民意を吸い上げることが可能であることには変わりはない。ここに、タウンの実状に応じてタウンミーティングの形態を変化させる柔軟性を見てとることができよう。

^{注9} RSA 39:2-a参照。

^{注10} 州法によれば、"Do you approve of having 2 sessions for the annual town meeting in this town, the first session for choice of town officers elected by an official ballot and other action required to be inserted on said official ballot and the second session, on a date set by the selectmen, for transaction of other business?" と諮られなければならないとしている。

^{注11} 同タウンのTown Administrator, Merelise O'Connorに対する面接調査の中で聴取した。

(資料9) 分割タウンミーティングを採用しているプリマス
(Town of Plymouth)の議案

**THE STATE OF NEW HAMPSHIRE
WARRANT FOR THE 1997 ANNUAL MEETING
OF THE TOWN OF PLYMOUTH**

To the inhabitants of the Town of Plymouth in the county of Grafton and the state of New Hampshire qualified to vote in town affairs:

You are hereby notified to meet at the Plymouth Elementary School in said Plymouth on Tuesday, the 11th of March, next, polls to be open for voting on Articles 1 through 5 at 8:00 o'clock in the forenoon, and to close not earlier than 7:00 o'clock in the afternoon, and you are hereby notified to meet at the Plymouth Elementary School in said Plymouth on Wednesday, the 12th of March, next, at 7:00 o'clock in the afternoon for the deliberative session of the Town Meeting at which time action will be taken upon the remaining articles of this warrant.

ARTICLE 1. To elect all town officers which appear on the official town ballot for the ensuing year.

ARTICLE 2. Shall we adopt the provisions of RSA 40:13 to allow official ballot voting on all issues before the town? This article inserted by petition.

ARTICLE 3. Are you in favor of the adoption of Amendment No. 1 as proposed by the Planning Board for the Town of Plymouth Zoning Ordinance as follows:

Amend Article IV Section 408 to replace the current sign regulations with more comprehensive regulations which would establish different standards in each zoning district, clarify the permitted number and size of signs, and restrict certain types of signs. Amend Article II Section 202 to change the definition of "Sign" and Structure, Accessory.

ARTICLE 4. Are you in favor of the adoption of Amendment No. 2 as proposed by the Planning Board for the Town of Plymouth Zoning Ordinance as follows:

Amend Article XII Section 1201 and Section 1203 to rezone two properties on Avery Street and Highland Street from Single Family Residential to Civic/Institutional.

ARTICLE 5. Are you in favor of the adoption of Amendment No. 4 as proposed by the Planning Board for the Town of Plymouth Zoning Ordinance as follows:

Amend Article III Section 304, the Table of Permitted Uses, to allow child care centers as special exception uses in the Single Family Residential, Multi-Family Residential, and Industrial and Commercial Development Zones, and as permitted uses in all other zoning districts. Amend Article II Section 202 to add a definition of "Child Care Center."

3 Official Ballot Referenda(SB2)

(1)SB2とは

1995年、ニューハンプシャー州議会(General Court)は、Official Ballot Referenda、通称SB2と呼ばれる法案を可決した^{註12}。これは、タウン及び学区においては全ての議案を住民投票(referenda)によって議決できることとし、従来のタウンミーティングにとって代わることができるとするものである。SB2は二部から成り、第一部では、通常のタウンミーティングのように全員参加で審議を行うが、そこには議決権限は存在せず、ただ議案修正(amendment)が行えるのみである。第二部においては、全ての議案について住民投票を行うことになる。1996年現在、SB2によって運営されているタウンは、221中27である。

(2)立法背景

そもそもの発端は、ニューハンプシャー州納税者協会(Granite State Taxpayers Association)が、学区ミーティングの参加率が低いことを問題視したことによる。通常、財産税総額の6割から7割は学区に対して納税されるが、学区ミーティングでは、教員組合が教員のみならず家族や支援者を動員し^{註13}、自分たちの勤務給与条件に好ましいように予算等を議決していると考えられていた^{註14}。また、タウンミーティングにおける論議に対する報復行為への恐怖心をも、同協会は問題視していた。多くの民間企業の間は、顧客を喪失するリスクを犯すよりも、タウンミーティングに近寄らないことを選択している。

このように、SB2は本来、学区ミーティング制度の改正を目的として提案されたものであるが、審議が進むにつれて、タウンミーティング自体にも適用されるべき、という動きが醸成され、結局タウン及び学区双方を対象とする法律となった。

(3)SB2の運営方法

SB2を採用するためには、公聴会を経た上で、前年度のタウンミーティングにおいてその旨票決しておかなければならない。その際は、3/5の賛成票が要求される^{註15}。

第一部は、3月第二週の火曜日から土曜日の間の理事会が定める日に行われなければならない。第一部では議案説明、審議及び議案修正のみが行われる。第二部は4月第二火曜日に行われるが、それに先立ち、第一部の結果を踏まえた公聴会が開催されなければ

^{註12} 当該年において上院(senate)で2番目に審議された法案(bill)であることからSB2と呼ばれるらしい。

^{註13} 同協会は、学区タウンミーティングの参加者の少なくとも60%は教員関係者であると見積っている。

^{註14} 同協会の一員は、"もしわれわれがタウンミーティングという伝統の重みにとらわれるのであれば、住民自治自体が脅かされることになる。問題は、州法で予定されている自治を行うために十分な数の人々が、タウンミーティングに行かず、行きたがらず、行くことができないことである。より多くの住民を取り込んで行くためにはSB2が良い出発点になるであろう。"と語っている。

^{註15} RSA 40:14 参照。

ばならない。第二部では全ての議案は投票によって議決されるが、特別職選出のための投票用紙は別に用意されなければならない。また、一度SB2を採用すれば、スペシャルミーティングについてもSB2によって運営しなければならない。資料10は、リトルトン(Town of Littleton)で開催されたSB2によるスペシャルミーティングの議案、写真3はその第一部の様様である。

(資料10) リトルトン(Town of Littleton)のSB2による
スペシャルミーティングの議案

TOWN OF LITTLETON

SPECIAL TOWN MEETING WARRANT

To the inhabitants of the Town of Littleton in the State of New Hampshire, qualified to vote in town affairs:

You are hereby notified of the First and Second sessions of a special town meeting, as follows:

FIRST SESSION

You are notified to meet for the First Session of the special town meeting, to be held at the Littleton High School Auditorium, School Street, Littleton, New Hampshire on Wednesday, November 19, 1997 at 7:00 p.m. The First Session will consist of explanation, discussion, and debate of each of the following warrant articles, and will afford those voters who are present the opportunity to propose, debate, and adopt amendments to each warrant article.

SECOND SESSION

You are also notified to meet for the Second Session of the special town meeting, to vote by official ballot on the warrant articles as they may have been amended at the First Session, to be held at the Littleton Opera House, 2 Union Street, Littleton, New Hampshire on Thursday, December 18, 1997. Polls for voting by official ballot at the Opera House will open at 8:00 a.m. and will close at 7:00 p.m. unless the town votes to keep the polls open to a later hour.

Article 1. To see if the Town will vote to raise and appropriate Six Million Dollars for the purpose of funding a stranded cost buyout and related costs, said amount to be raised through a bond under and in compliance with the provisions of the Municipal Finance Act, and to further authorize the selectmen to issue and negotiate such notes and/or bonds and to determine the rate of interest thereon and to take such other action as may be necessary to effect the issuance, negotiation, sale and delivery of such notes and/or bonds as shall be in the best interests of the Town. (2/3 vote required.) (The Board of Selectmen recommend the adoption of this article.)

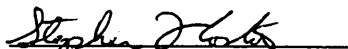
Article 2. To see if the Town will vote to authorize the selectmen to convey to the Littleton Industrial Development Corporation, for such consideration as may be deemed by the selectmen to be in the best interests of the Town, the following parcel of Town land:

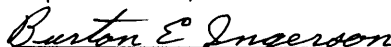
A certain tract or parcel of land, not to exceed 30 acres, the boundaries of which shall be determined by the selectmen, being a part of the Town land located on Mount Eustis Road identified as Tax Map 202, Lot 2.

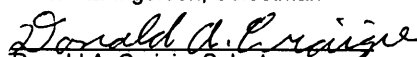
(The Board of Selectmen recommend the adoption of this article.)

Article 3. To transact any other business that may legally come before said meeting.

Dated and signed on Oct 29, 1997, and ordered posted by the undersigned members of the LITTLETON NEW HAMPSHIRE BOARD OF SELECTMEN.

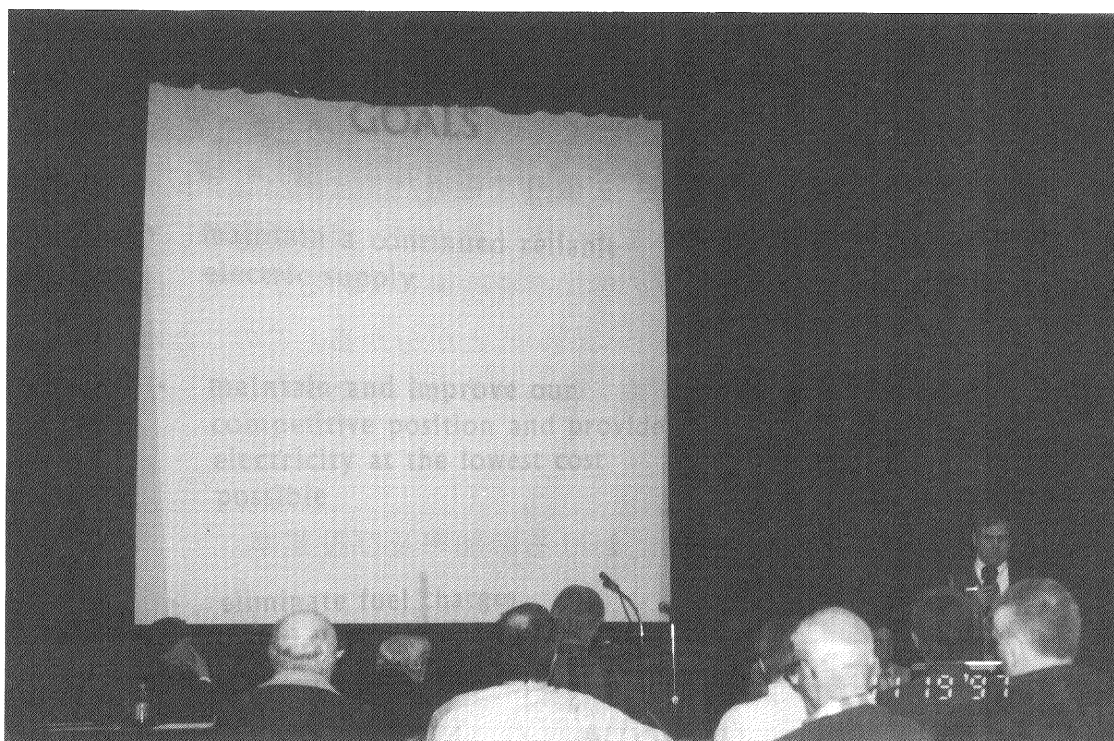

Stephen L. Costa, Chairman


Burton E. Ingerson, Selectman

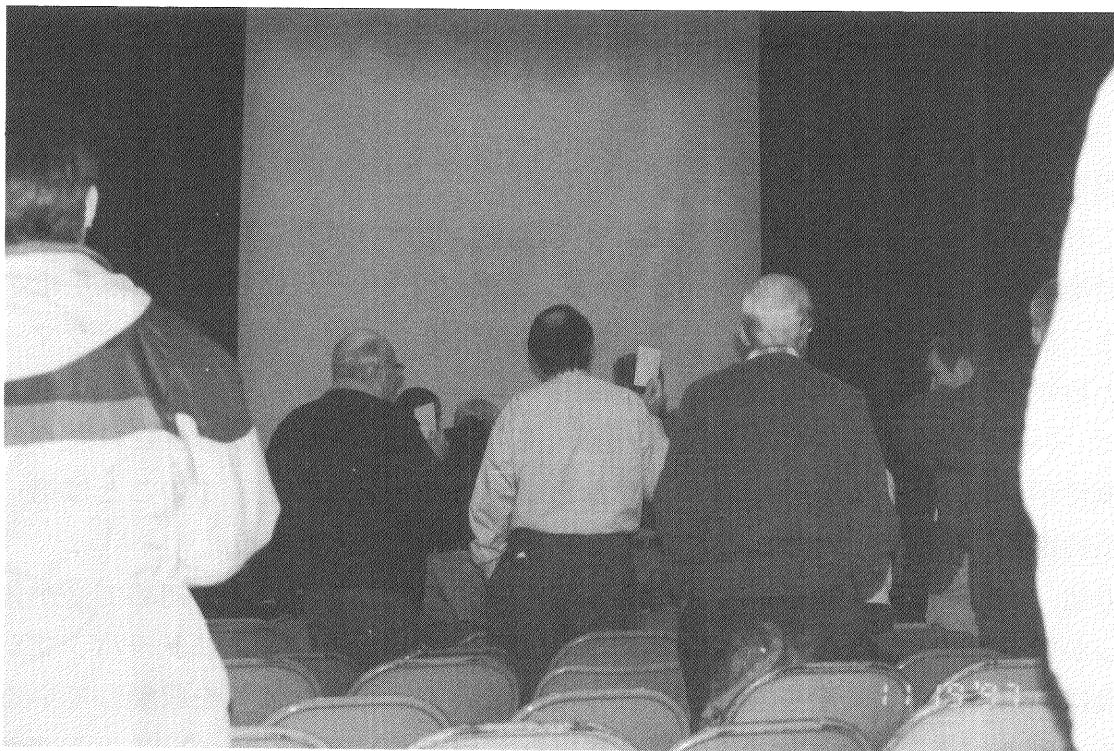

Donald A. Craigie, Selectman

A TRUE COPY ATTESTED BY:
FAYE V. WHITE, TOWN CLERK

(写真3) リトルトン(Town of Littleton)のスペシャルミーティングの様子



- Article1に関して、タウン側から住民に対して電力会社買収の目的が説明された。



- Article1及び2の採決。SB2を採択しているため最終的な議決ではなく、単なる議案承認である。このように有権者は色の付いたカードを入場の際に交付され、票決の際に掲げることが予め議長から通告されている。

(4)SB2における参加率及び投票率

表9は、1996年のSB2における参加率及び投票率について示してある。これを見れば、第一部の参加者よりも第二部において投票した者の数が著しく多いことが分かる。この結果のみを取り上げれば、一部特定利益団体からタウンミーティングを守り、より多くの民意を汲み上げる、といった立法目的は達成されているものと考えられよう。

しかし、本章第2節の表7（ページ）で取りまとめたニューハンプシャー州のタウンのタウンミーティング参加率と比較してみると、確かに、SB2を適用しているタウンの第二部の投票率はタウンミーティングの参加率を凌駕しているが、第一部の参加率は、タウンミーティングの参加率に比べ著しく低いことが分かる。このことは、同じ場所に一堂に会し、タウンの将来について議論を戦わせるといったタウンミーティングの伝統が瓦解しつつあることを意味する。

（表9）SB2における参加率及び投票率

（単位：％）

	平 均	最 高	最 低
第一部参加率	4.53	14.53	0.70
公聴会参加率	N/A	0.70	0.08
第二部投票率	37.50	57.60	23.50

（注） SB2採択タウン27中23のタウンについて調査を実施した。

<<参照>>”THE NEW ENGLAND TOWN MEETING AND DE FACTO REPRESENTATION”
Joseph F. Zimmerman, Northeast Political Science Association, p.19

(5)SB2をめぐる問題点

全ての議案を第二部において投票によって議決しなければならないため、投票用紙の分量が増加する。最も短いタウンで2ページ、最高で13ページにわたる投票用紙が確認された。また、多くの有権者が、長々と続く投票用紙全てに目を通しチェックマークを付したわけではないようである^{注16}。

また、いくつかのタウンにおいては、第一部で予算案が大幅削減修正されたり、ある予算項目が修正削除されたりしたが、単なる議案の修正とはいえ、このことは第一部における特定利益集団の一層の暗躍を許してしまう可能性を意味する。

この他、制度の周知がなされていないため、第二部の投票所に来て初めて是か非かの票決しかできないことを知る住民が絶えないようである。そこで、ニューハンプシャー州議会はSB2の調査委員会を設立し、より円滑な導入に必要な情報を収集しているようである。制度が導入されてまだ2年しか経過しておらず混乱が続いているようであるが、今後の動きが注目される制度といえよう。

^{注16} “The New England Town Meeting and DE FACTO Representation”, J. F. Zimmerman, Northeast Political Science Association, November 13, 1997 p.19 参照。